



議案第十五号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「西小鹿」を「西小鹿部落（字岩本を除く。）」を

「	西小鹿	〃	西小鹿部落（字岩本を除く。）	」
坂本	〃	坂本部落		」

に改める。

別表第二量水器を使用しない水道の料金の項中「三三〇〇円」を「三六〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、坂本簡易水道の供用を開始した日から施行する。